

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (3) 電子マネー対応型のものであること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。また、酒類・たばこの販売を行わないこと。
なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。
- (2) 販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。

4 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を下記のとおり報告すること。

(1) 内容

場所	本数（本）	売上げ金額（円）
管理庁舎 1 階		
管理庁舎 3 階		

(2) 期限

区分	報告期限
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出するとともに、愛知県都市・交通局航空空港課空港整備グループ建築担当へ工事届を提出し、設計施工内容について予め了解を得ること。